

電子納品に関する質疑応答（職員研修会及び事業者説明会）

令和3年12月14日作成

番号	項目	内容	回答	該当資料
1	電子納品対象外業務・工事	修繕は対象外とのことだが、後の維持管理を考えると対象とすべきではないか？	元図が残っており、それを利用して発注したもので、形状、構造がない修繕は対象外としているが、内容に応じて対象内とすることは可能である。	・職員研修会資料4『2.電子納品対象外業務・工事』 ・事業者説明会資料3『2.電子納品対象外業務・工事』
2	最終電子成果品の提出	しゅん工検査後に最終成果品の提出をうけるとのことだが、期限の設定等はいらないか？	今後の検討課題とするが、当面はしゅん工検査後に、速やかな提出をお願いすることで対応したい。	・職員研修会資料4『9.しゅん工検査・電子成果品の提出(検査後)』 ・事業者説明会資料3『9.しゅん工検査・電子成果品の提出(検査後)』
3	写真の編集	写真データの日付は変えても良いのか？	データの改ざんと扱われるため、日付の変更は不可である。容量圧縮ソフトを使用すると日付が更新されるため注意が必要。	・事業者説明会資料1『5.電子納品の留意事項』
4	電子納品の対象	各課でしゅん工検査を行う、130万未満の工事も電子納品の対象なのか？	金額で区分することなく、原則全ての事業を対象としている。工事の内容に応じて電子納品の必要性を検討していただきたい。	・職員研修会資料4『1.電子納品の対象』 ・事業者説明会資料3『1.電子納品の対象』
5	工事番号、設計書コード	令和4年1月の試行開始以降の起案分すべてに番号を付与するのか？	電子納品の対象となる案件すべてに番号を付与し、現場説明書等に明記する。しかし、試行運用期間中は電子納品を選択しない場合も想定されるため、受発注者による事前協議にて扱いを決定した後に発番することとする。	・職員研修会資料4『設計書コード、工事番号』 ・事業者説明会資料3『設計書コード、工事番号』
6	しゅん工検査写真	しゅん工検査写真の提出は電子データのみで良いのか？	しゅん工検査写真は従来通り紙での提出とする。(工事写真には含まないので、電子データは不要)	・職員研修会資料4『事前協議、電子対象書類』 ・事業者説明会資料3『事前協議、電子対象書類』
7	PDFファイル	電子納品するPDFファイルにしおりをつけるとのことだが、これは必須か？しおりを作成するには有料ソフトが必要である。	本格運用に向けて検討を行うこととし、当面しおりの作成は必須項目としない。	・事業者説明会資料1 P57『5.電子納品の留意事項』
8	PDFファイル	DocuWorksのオリジナルデータは納品可能か？	システム上、エラーが発生するため、DocuWorksのオリジナルデータは納品不可とする。	・職員研修会資料2 P6『1.電子納品の基本事項』 ・事業者説明会資料1 P9『2.電子納品の基本事項』

電子納品に関する質疑応答（職員研修会及び事業者説明会）

令和3年12月14日作成

番号	項目	内容	回答	該当資料
9	PDFファイル	フォントの埋め込みは行わないとのことだが、他自治体では埋め込みを許容しているところもある。(CAD図面等で特殊なフォントを使用している事例があることからの措置)	本格運用に向けて検討を行うこととする。	・事業者説明会資料1 P57『5.電子納品の留意事項』
10	電子データ専用ビューア	原則、専用ビューアは添付しないとのことだがシステムの違いにより発注者がデータを読み込む際に、データの並びが狂うことがある。その点、ビューアを使用すると狂いがないので検査等がスムーズに進むと思われる。	本格運用に向けて検討を行うこととし、当面しゆん工検査までは専用ビューアを添付して構わない。	・職員研修会資料2 P19『2.電子納品の流れ』 ・事業者説明会資料1 P33『4.電子納品の流れ』